

大阪市地方独立行政法人大阪市博物館機構評価委員会傍聴要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、大阪市博物館機構評価委員会運営要綱第3条に基づき、大阪市博物館機構評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は10名とする。

- 2 回議を傍聴しようとする者は、会議の開始の30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。
- 3 前項の受付は、定員になり次第終了する。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 会場において、委員長又は事務局の指示に従うこと
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(報道機関の特例)

第4条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

- 2 報道機関からの取材等の申し入れがある場合の会場内の写真撮影、録画及び録音についてはこれを認めるものとする。ただし、その方法等については委員長又は事務局の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が第3条の規定に違反したときは、委員長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

- 2 報道機関が第4条によって認められた報道機関の特例を除く第3条の規定に違反したときは、委員長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させること

ができる。

(雑 則)

第6条 この要領に定めのない事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年4月18日から施行する。